



「西陣の町家のおひな様」

(古谷能富子さん撮影)

## いつまでも安心して住み続けられる地域を

- ・ 人間ドックの費用は国民医療費に含まれない 佐藤卓利 2
- ・ ブックレット『戦争法と地方自治・自治体労働者』（仮称）の作成へ調査・研究 西山英利 4
- ・ 水道料金35%値上げの一方で、いまなぜ 80億円もかけた太閤堤跡歴史公園整備か 宮本繁夫 6
- ・ 交流の広場 8
- ・ 絶滅の危機に瀕する 天然記念物・アユモドキ 高向吉朗 9
- ・ 私の本棚 藤井 一 10
- ・ カメラ探訪(28) 古谷能富子 11

# くらし と 自治

## 京都

(社) 京都自治体問題研究所

TEL(075)241-0781 Fax(075)708-7042

E-mail: [kjitiken@red.email.ne.jp](mailto:kjitiken@red.email.ne.jp)

発行人 中林 浩

(「住民と自治」 3月号付録)

# 人間ドックの費用は国民医療費に含まれない

佐藤 卓利（立命館大学経済学部教授）

## 十数年ぶりの人間ドック

昨年末、十数年ぶりに人間ドックで健診を受けた。勤務先の大学で毎年秋に定期健診を受けてきたのだが、今回は受診予約をインターネットで行うことになったので、受付開始早々予約をした。ところが後で予約を確認したところ、その曜日のその時間帯が「医療経済論」の講義と重なっていることに気がついた。あらためて予約をするのも面倒なので、この際近くの総合病院で人間ドックを受けることにした。

通常の定期健診の項目に、胃カメラ検査を加えた日帰り健診コースで、費用は2万円。この費用は、私学共済と学校法人がそれぞれ半額を負担してくれるので自己負担はない。後日送られてきた「人間ドック結果報告書」には、「心電図に異常所見を認めます。循環器内科にて精密検査を受けてください」と記載されていた。そういえば、十数年前の人間ドックでも同様の指摘を受けて、精密検査をしたことがあった。その時は、別に異常は見つからなかったのだが、今回は大丈夫かと心配になって、大学の保健センターに行くと、たまたま内科医の所長さんがいて、心電図を見てくれた。「まあ念のため精密検査を受けたほうがよいでしょう」とのアドバイスをいただいた。

## IllnessとDiseaseのちがい

とくに胸が苦しいとか、動悸がすると

いった自覚症状はないのだけれど、病気なのだろうかと、思案に暮れていたところ、年末から年始にかけて読んだ「Sociology in Nursing and Healthcare」という本に「患者は病気(illness)を患い、医者は病気(disease)を診断し治療する。つまりこの意味は、illnessは患者の主観的な体験に関わることであり、diseaseは医療従事者が客観的な検査によって調べた身体組織の異常に関わることであり」と書いてあった。日本語では、病気と一括りに表現しているけれども、英語では主観的なillness、つまり本人が何か普段の体調と違うと感じる状態と、客観的なdisease、つまり科学的な分析の対象となる臓器の異常は、区別されている。

## 国民医療費の範囲

さて、ここからが本題なのであるが、定期健診や人間ドックの費用は国民医療費に含まれないのは何故か。その理屈はこうである。国民医療費は、厚生労働省が当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもので、この費用には、医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれるが、保険診療の対象とならない評価療養（先進医療（高度医療を含む）等）、選定療養（特別の

病室への入院、歯科の金属材料等）、不妊治療における生殖補助医療等に要した費用は含まれない。また、傷病の治療費に限っているため、（１）正常な妊娠・分娩に要する費用、（２）健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、（３）固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用も含まれない。

定期健診や人間ドックは（２）に該当する。定期健診も人間ドックも医療従事者（医師・看護師・検査技師など）による医療サービスであるが、それらの費用は「保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用」ではないので、国民医療費の範囲には含めないという理屈である。

健康保険は、あくまで傷病の治療を対象とするので、それらを予防する健康診断に要する費用は給付しない。したがって「健康の維持・増進を目的とした健康診断」の費用は、別の制度で対応することになる。それが定期健診であり、労働安全衛生法により所属する事業者には毎年1回実施することを義務付けている。その費用は、事業者が負担する。それ以外に、学校保健安全法にもとづく学校健診や、40～74歳の公的医療保険加入者（被扶養者を含む）を対象とする特定健診（特定健康診査）がある。

### 特定健診の問題点

特定健診は、2008年4月より始まった制度であるが、その目的はメタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿

病などの有病者・予備群を減少させることにあるとされる。2008年4月以前は、40歳以上の住民で職場で健診を受ける機会のない人（たとえば主婦や年金生活者など）に対しては、市町村が一般的な健診を実施していたが、それ以後は市町村が実施する健診の対象者は、40～74歳の国民健康保険の被保険者に限定されることになった。

本来は被保険者の療養の給付を目的とする健康保険が、病気の予防にまで対応することは積極的であるとの評価もできるが、この制度変更には、健康保険に「健康の維持・増進を目的とした健康診断」の費用を負担させるという問題がある。また特定健診と特定保健指導を保険者に義務付け、目標が達成されないとペナルティを課すというのも問題である。

先に述べたように、自覚症状(illness)がなくても病気(disease)が潜んでいることはありえるのだから、定期健診を受ける機会が誰にも与えられていることが、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の不可欠の要素である。しかし失業者や非正規雇用者が増え、国民皆保険が空洞化している（無保険者が増えている）現状では、定期健診を受ける機会を事実上失い、さらに自覚症状があっても、すぐに受診しないケースも増えている。病気の予防はもちろん大事であるが、病気になったら、病気の不安を感じたら、躊躇なく受診できる機会が、誰にも保障されなくてはならない。

## ブックレット『戦争法と地方自治・自治体労働者』（仮称）の作成へ調査・研究

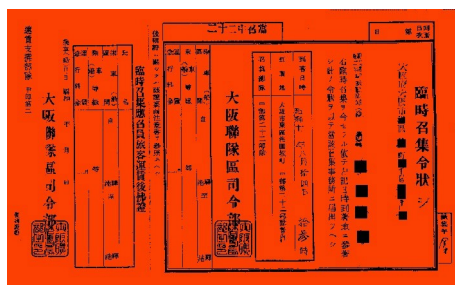
京都自治労連・自治体問題研究所会員 西山 英利

現在、京都自治労連と自由法曹団で、プロジェクトチームを作り、ブックレット『戦争法と地方自治・自治体労働者』（仮称）の調査・作成に取り掛かっています。今回は、このページを活用させていただき、この取り組みの意義などについて自分なりにまとめてみたいと思います。

この取り組みの出発点となったのは、昨年秋の戦争法の廃止を求める京都自治労連の街頭宣伝行動の時に、仲間の「『二度と赤紙を配らない』が私たち自治体労働組合運動の原点です」との訴えに、ある年配の方が「何で赤旗を配ったらあかんのや」と抗議をされたことがきっかけとなりました。

市民の方の『赤紙』と『赤旗』の勘違いなのですが、宣伝行動の後に感想を出し合う中で、「我々が、『赤紙』と言っても一般市民は誰も見たこともないし、我々が枕詞のように“二度と『赤紙』は配らない”と宣伝しても実は、何も伝わっていないのではないかな。独りよがりの宣伝になっているのではないかな」また、「一般市民だけでなく自治体労働者・組合員も我々組合役員も、誰も実物の『赤紙』は見たこともなく係わったこともない。先輩のみなさんが、戦後の再出発に当たって“二度と『赤紙』は配らない”と誓った真の意味と、現在の私たちがそれぞれ想像して使っている“二度と『赤紙』は配らない”とは、ズレ、開きが生まれているのではないかな。まし

て、一般の自治体労働者には想像もできないのでは」などの意見などが出され、戦争法廃止のたたかいをすすめるためにも「『赤紙』と自治体労働者」「戦争法で自治体と自治体労働者はどうなるのか」を合わせて調査・研究しようとなったのです。



赤紙（召集令状）

京都自治労連の顧問弁護士で、憲法問題や日常的な組合活動などの取り組みでお世話になっている自由法曹団京都支部の毛利弁護士に相談したところ、「ぜひ一緒に」と意気投合し、京都自治労連と自由法曹団京都支部が合同で取り組むことになりました。

昨年末からこれまで、検討会を何度か行い、大きな内容の章立てを検討しました。

1、侵略戦争遂行と府県や市町村、職員が果たした役割。

ここでは、陸軍、海軍がどのように兵を集めたのか。赤紙はどのようにつくられ、市町村では誰がどのように配布した

のか。徴兵制の下で、市町村と職員はどのような役割を担い、何をしたのか。

## 2、日本国憲法と大日本国憲法の下での自治体の役割。

大日本帝国憲法下での都道府県や市町村の役割。国民・住民支配のためにどのような役割を果たしたか。その対極として、日本国憲法の下での、国民主権と地方自治・住民自治について。

## 3、日米安保条約の下での地方自治。

本来ある国民主権、地方自治が、沖縄をはじめとする地方自治体で踏みにじられている現状。政府が、地方自治や住民を弾圧している現状について。

## 4、戦争法と自治体労働者

戦争法（安保法制）とは…。国民保護法、秘密保護法、緊急事態条項の下での住民の暮らし、自治体・自治体労働者が果たさせられる役割。

## 5、自民党憲法草案の危険な内容

「戦後レジュームからの脱却」とは何か、「日本を戦争できる国に」して、立憲主義、国民主権、地方自治が破壊され、国民の権利も自治体労働者の働きがいも奪われる、自民党憲法草案の危険な内容を明らかにし、憲法9条をはじめとする現憲法の意義を明らかにする。

## 6、戦争法廃止、憲法守る自治体労働者の役割

以上のような内容を、調査し、まとめあげたいと作業を進めています。

さらに、いくつかの単組とも協力しながら、京都府内の軍港や師団、軍事基地

が置かれた市町村などで、職員が具体的にどのような業務を行ったのか、その時、何を思い考えていたのか、当時の先輩たちの様々な苦労や今に伝えたかったこと等の調査ができないかと相談をすすめています。

しかし、予想以上に大変な作業です。戦後70年、実際に召集に携わった市町村の兵事係はもとより市町村で働いていた方を見つけ出すことはほぼ不可能であること。また、進駐軍が上陸するまでに、関係書類の全てを焼却する命令が全国の市町村に下され、京都には現存していない（現在明らかになっている限りで）等の問題があります。全国でも、「これでは、死んでいったものが浮かばれない」と焼却処分逆天らって、決死の思いで自宅に持ち帰り、家族にも内緒で保管していた例あり、それに頼らざるを得ない事態があります。

この冊子の読者の方、自治体問題研究所の方で、これらの資料や、市町村の職員のご家族の方などの情報をご存知の方がいましたらご連絡いただければ幸いです。

いずれにしても、時間がありません。5月上旬の完成をめざします。



水道料金35%値上げの一方で、

いまなぜ80億円もかけた太閤堤跡歴史公園整備か

宇治市会議員 宮本 繁夫

### ○「太閤堤」とは？

豊臣秀吉の時代に築造された護岸遺構が、07年に宇治橋下流の宇治川右岸で発見されました。この宇治川の護岸遺構が「太閤堤」（たいこうつつみ）です。

「太閤堤」は、16世紀末に築造されましたが、築造後すぐに洪水等で埋没したため、当時の姿をよく残したまま現在に伝えられました。豊臣秀吉が行った伏見城築城を契機とした淀川水系の治水・交通に関する施策と土木技術を具体的に示すものとして、この「太閤堤」は、09年に国史跡に指定されました。

### ○交流人口増で活力ある宇治をつくる事業というが？

宇治市は、「宇治川太閤堤跡」を利用して、事業費80億円超の「（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園整備事業（以下「公園整備事業」という）」をすすめるようとしています。目的等は「遺跡の保存・活用を図るとともに、宇治の歴史・文化・観光に関する情報発信や、宇治茶に関する魅力発信、地域住民相互の交流促進を目的に整備するもので、人口減少社会においても活力あふれ、持続的に発展する魅力ある宇治市を築いていく上で、交流人口の増加につながる施策である『観光振興』の推進にとって、中心的役割を担う事業である」（「計画概要」）としています。

2.5㌔の用地に「太閤堤跡」の遺構を

再現、茶摘み体験ができる茶園、「地域・観光交流センター（以下「交流センター」という）」をつくるとしています。「交流センター」には、宇治茶と歴史のミュージアムやレストラン・喫茶、ショップ、会議室などをつくり、複合施設とするとしています。

これまで宇治市では、施設整備の際には仕様発注方式で、市が仕様書をつくり、それにもとづいて設計、施工を発注していましたが、今回は、PFI方式で民間事業者、設計・施工・管理運営を20年間にわたって委ねるものです。

### ○PFIで公益性が担保できるの？

「太閤堤」の対岸にある市民会館と宇治公民館が耐震基準を満たしていないことから、宇治市はこの2つの施設を取り壊し、跡地を駐車場として整備する一方、市民会館と公民館の機能（建物ではない）を「交流センター」に移転するとしています。

しかし、「機能移転」と言うものの、市民会館と公民館は廃止して、「交流センター」の会議室を、これまでの公民館サークルは無償利用が可能と言うだけです。

現在、宇治公民館には38のサークルがあり、年間（14年度）2,345件、44,812人、市民会館は3,975件、21,716人が利用していますが、こうした方が利用できる保障はありません。

社会教育法に定める「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与（する）」という公民館の目的を達成するための施設として、機能できる保障は全くありません。

施設の設計・建設から管理運営まで20年間も民間に委ねるわけですから、収益性の低い事業は軽視される恐れがあります。

ところで、宇治市の人口（昨年10月の国勢調査）は、前回（10年）との比較で4,883人も減少し、184,726人です。人口減は宇治市発足以来はじめてです。

市長は、この「公園整備事業」を「人口減少社会においても活力あふれ、持続的に発展する魅力ある宇治を築いていく上で、交流人口の増加につながる施策であり観光振興の中心的な事業だ」と述べています。

### ○議会で、事業予算案が否決される

市は、この「公園整備事業」が「民間事業者の募集には、予算の裏付けが必要となることから、債務負担行為の設定が必要（である）」として、昨年の9月市議会に25億6千万円の債務負担行為を設定する補正予算案を提出しました。これに対し、共産・自民・公明が、「（同事業への）市民の理解が深まっていない」として、同補正予算案を削除する修正案を提出し、修正案は賛成多数で可決されました。

しかし、市は今年3月市議会に、再度「公

園整備事業」の関連予算を提出するなど、あくまでもPFI方式で「公園整備事業」をすすめる姿勢です。

私は昨年12月市議会で、「この施設をつくることで、（市長は交流人口の増加、観光振興の中心的事業というが）新たな観光客は何人増加すると見込んでいるのか」と質問。市の答弁は「分からない」。さらに私が「80億円も使って、地域経済への効果は？、市税収入はいくら増えるのか」と質問しても、市は「税収への効果を見込むのは困難だ」との答弁に終始しました。

### ○いまなぜ80億円もの事業か？

宇治市には、市民が切実に求めている課題が山積みしています。高すぎる国民健康保険料の問題、学校の臭い・汚いトイレの改修は小中学校31校中18校が未実施、中学校給食もできていません。保育所も足りず179人もの待機児がいますが、解消の目途もたっていません。こどもの医療費助成も府南部では最低水準。特養ホームの待機者は、315人。さらに今年4月から水道料金の大幅な値上げを計画しています。市民には「財政が厳しい」と言って、いっそうの負担を押しつけながら、いまなぜ、80億円を越すような大規模な「公園整備事業」を行う必要があるのでしょうか。市民から厳しい批判の声が上がっています。



## 交 流 の 広 場

### ◆◆◆◆◆ なくそう憲法違反の戦争法！！

戦争法は廃止!!「街頭演説会 & デモ」へ

戦争法の3月施行を前に、安倍内閣は憲法を改正し、非常事態条項の新設、96条の改悪、9条をなくすなどと言いはじめました。これらは、国民の声を全く無視したものであり、憲法と民主主義をふみはずした政治を許すことはできません。

安倍内閣による憲法違反の戦争法の強行成立以後、「19の日を忘れない」行動が各地で続けられており、京都憲法共同センターは毎月19日にいっせい宣伝・デモを呼びかけています。3月の予定は以下のとおりです。

戦争法廃止自衛隊海外派兵反対

3.19 ヒューマンチェーン・大久保

日時：3月19日14時～

場所：近鉄大久保駅西側

◆◆◆◆◆

### バイバイ原発3・12きょうと

日時：3月12日（土）13時30分～

場所：円山公園（13時開場 雨天決行）

スピーカー：

秋山豊寛さん（日本初の宇宙飛行士／  
京都造形大学芸術学部教授）  
朴勝俊さん（関西学院大学教授）

ライブ：リクオ & 中川敬

（ソウル・フラワー・ユニオン）

### ◇読者のお便りご紹介◇

◆◆◆◆◆

まい研（まいづる市民自治研究所）では、1月19日に「舞鶴市の財政は本当に厳しいのか！？」（基礎からはじめる財政分析）と題してスライドを使いながら財政分析勉強会が行われました。

舞鶴市の平成26年度の「決算カード」や府内14市の財政状況と比較しながら、江守市政、齋藤市政、多々見市政での財政状況が検討されました。

市の歳入は、2005年から地方税の割合が高くなっていますが、関西電力の石炭火力発電所による税収です。

歳出は、民生費が年々増加し、土木費は年々減少しています。

自治体のエンゲル係数といわれ財政の弾力性を表す経常収支比率は2014年度では「96.4%」で、府内14市で9番目で、北部では4番目です。

実質公債費率は10.3%で、府内14市では8番目、北部では2番目です。これが18%以上となると起債の発行に国の許可が必要となり、25%以上となると一部の起債の発行に制限がかかります。

<決算カード>

「一般会計」を中心とした「普通会計」のデータをまとめた「普通会計決算状況」と言われるものであり、京都府や総務省のHPで公開されています。

（NEWS LETTER まい研 2016年2月8日  
第113号より転載しました。）

◆◆◆◆◆

## 絶滅の危機に瀕する天然記念物・アユモドキ

アユモドキは、国の天然記念物であり、京都府では絶滅寸前種に、環境省レッドリストでは、絶滅危惧IA類(CR)とされています。本種は、河川中流～下流の遮蔽物の多い環境を好み、普段、流れの緩やかな川底近くで身を潜めています。雨季になると水田や農業水路に移動して、冠水したヨシや稲などの植物の根本で産卵します。生息地は現在、世界中で京都府亀岡市の1カ所、岡山県の2カ所のみとなっていますが、日本産淡水魚の起源と分散経路を探究する手がかりとなりえる、動物地理学的にきわめて重要な種であると考えられています。



アユモドキの幼魚：生後1年

生存に対する脅威としては、護岸の改修やコンクリート化、圃場整備、水路への水供給停止などですが、すでに極度に狭い地域にしか生息しなくなっている種にとって、いかに些細な脅威であろうと非常に深刻です。京都スタジアムなる大規模開発がその絶滅への引き金にならないかが懸念されます。共生ゾーン(サンクチュアリ＝「聖域」)を作って積極的な保全策をとるといいますが、アユモドキは「聖域」で生きる生きものではありません。

ん。氾濫原という増水期に冠水する草地で育ち、水田のような人が作った湿地環境で採食する、適度な人とのかかわり合いの中で生きてきた魚です。つまり、その保護には人の積極的な関与と、水田を中心とした水域の環境保全が、どうしても必要となります。アユモドキだけが重要なのではなく、アユモドキが生存できる自然が残されていることが重要であるといえます。京都府が、亀岡市が、自ら守り、誇りとしてきたはずの日本を代表する自然を、その手で脅かす、そんな皮肉が現実になる危機が迫っています。

日本魚類学会をはじめ、多くの自然保護団体が、この開発の危険性を指摘してきましたが、いよいよ、国際自然保護連合(IUCN)も、アユモドキを絶滅危惧種の最上位であるIA類(CR)にランク付けしました。これは、こうした危機的状況が世界的観点でも認識され、本種の保全が地球規模でみて優先度が高いと判定されたということです。アユモドキは、科学的価値や生態学的価値をもつものであり、その保全は、人類自身の健全な将来を保証するものと言えるでしょう。

野外の実証実験結果に基づくアユモドキ等への基本的な影響評価がまだなされていない状況があり、個体群の絶滅が強く危惧される現段階で、この地にスタジアムを建設しないという正しい判断を求めたいと思います。自然を守ることは人間・社会を守ることなのです。

## 『日本病 長期衰退のダイナミクス』

（金子勝・児玉龍彦著：岩波新書 新赤版 2016年1月刊 800円＋税）

本書は、「日本病」を分析し、その対応策の創案を目指すとしている。

日本病とは、80年代後半のバブルとその崩壊、小泉「構造改革」とリーマンショック、そしてアベノミクスの異次元の金融緩和という、バブルとその崩壊のショックの繰り返し（バブル処理の失敗）の中で生み出されてきた。

本書は、経済学者と生命科学者の共著であり、市場は「制度の束」「制御系の束」からできており、それが進化していくという見方をとる。ただし、両分野のアナロジーのみを追究するのではなく、根源的な「ものの見方」を提示すると釘も刺す。

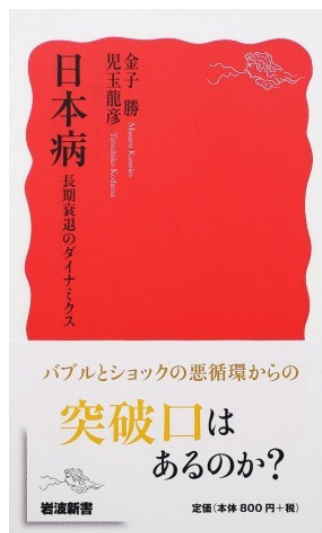
ゲノム（遺伝子のあつまり）読解が終了し「人間のすべてがわかる」と思われていたが、ゲノム読解はエピゲノムというより複雑なシステムを光の下に引き出した。ゲノムはさまざまなフィードバックを受けて働きが制御されるが、この制御系の制御に関わる上位の系がエピゲノムである。経済でいえば、中央銀行は制御系を制御するエピゲノムとして発達してきたという。日本病は構造的なエピゲノムの病気という。バブル以降の対策がエピゲノムを傷つけてきた。このままでは「失われた30年」になってしまうともいう。

1990年代、金融が主導する「金融資本主義」の世界が本格的に立ち現れる。これは、景気循環をバブル循環に変質させた。通常、経済活動では、①在庫調整（2～3年毎）、②設備更新を軸にした景気循環（10年毎）、③50年毎の産業構造の変化をもたらす周期性、という3つの周期性がフィードバック関係を有していた。バブル処理の失敗が、この周期性を破壊

し、従来からあったマクロ経済をコントロールする制御系の機能の喪失を生み出した。

対応策として、個々の制御メカニズムの立て直しとともに新たな産業と雇用を創出し、経済の制御系を制御するメカニズムの財政・金融政策の立て直しが喫緊の課題という。そのために共有という戦略を重視する。制度やルールの「共有」によってミニマムを保障したうえで、可能な限り自由で多様な対応が地域の現場でできるようにする。「制度やルールの共有という枠組みを通して、新しい産業構造と社会システムにおける自由と平等を保障する道を見通」してみたいという（金子勝著「資本主義の克服」）。また、現場主義や「一人ひとりの経験を重視していく当事者主権の考え方」が必須ともいう。

「共有論」はまだ少し分かりにくい。しかし、この論や新しいコモンズ論、フィデュシアリー＝信託論（宇沢弘文）は経済学にとって重要な課題だと思う。



カメラ探訪28 古谷 能富子  
美山町 かやぶきの里



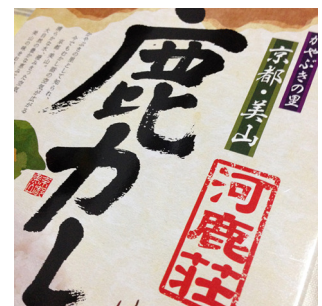
京都駅から送迎バスが出ていて、1泊2食つきのツアーを美山町の観光協会が企画していました。かやぶきの里の雪景色を撮りたいなあと思って予約しましたが、今年は暖冬で雪が少なく、私が出かけた日は、朝から晴天で茅葺き屋根の雪は融けて緑の苔に覆われていました。

午後2時に京都駅を出発して、陽光を受けて冬から目覚め始めた山間の景色を眺めながら、高尾から京北をぬけ南丹市美山へ。美山町自然文化村「河鹿荘」についたのは4時前でした。日が落ちると「かやぶきの里」がライトアップされるそうで、それまで周辺を散策しました。雪解け水が流れる由良川は澄み渡っています。周りにはキャンプ場やグランドも整備されています。自然文化村にある茅葺きの大きな古民家の写真を撮っていると、「中も見ますか？」と観光協会の方がカギを開けてくれました。立派な古民家は移築された物で、10人以上のグループなら宿泊もでき、夏には子どもたちの合宿などの利用も多いそうです。その奥にリンゴの果樹園がありましたが、木が古くなり植え変えが必要だが市に予算がなく出来ない事や、畑はどこも鹿除けのネットで囲んであって、鹿は捕まえて宿の料理に出したり、「鹿カレー」に加工して販売するようになったけれど鹿の数は全然減らないと教えてください

ました。鹿は畑を荒らすだけでなく、里山の下草を根こそぎ食べてしまうことが大きな問題で、鹿に食い尽くされた山は生態系のバランスを崩すだけでなく保水力も失い、大雨が降ると土砂崩れなどの水害の原因になるそうです。そんな増えすぎた鹿を狩るだけでなく、観光資源に変えようという取り組みが行われています。夕飯には山椒の効いたみそ味の牡丹鍋もいただきました。

かやぶきの里は「河鹿荘」からバスで10分ぐらいのところにあり、ライトアップされた夜と翌日の朝と2回バスで連れて行ってもらいました。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。住民が田畑を耕し、地域の神社やお寺を守って集落を維持してこられたからこそ昔話のような風景が残っているのですね。白川郷の様に観光地化しすぎていない事が逆に魅力になっていると思いました。夜は、漆黒の空に瞬く星と三日月を見上げ、朝は冷たい空気のなか田んぼの薄氷が光り、様々な小鳥の声が里のあちこちの木から聞こえてきます・・・五感で感じるものすべてが「本物」で、江戸時代からつながった時間がゆっくり流れていました。

今回ツアー参加者の半数が中国からの観光客だったこともちょっとびっくりしました。送迎バスの運転手さんや宿のスタッフさんが慣れない英語で案内しておられました。日本の里山の美しさが中国にも配信されているのでしょうか？



## 事務局通信

### ● 研究所のホームページ、本誌 についてのご意見をお寄せ下さい

ホームページのリニューアルを検討しています。トップページに写真を入れる予定ですが、京都らしいもの、研究所らしいものなどの写真を探しています。ご協力下さい。

### 第5回理事会 3月15日開催

第5回理事会は、2016年度事業計画・予算案を議論し確定します。

なお、本年で京都自治体問題研究所が設立され40周年を迎えるため、記念事業実施の検討をおこないます。

第41回総会の開催要項及び今後の対応を確認します。

### ● 会費 及び「住民と自治」誌購読料 が未納の方は3月末までに納入を

当研究所の会計年度は3月末です。

会費・購読料が未納の方、3月末までの納入、よろしくお願いします。

### ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加下さい＞

日時:3月19日(土)午後2時～

場所:京都自治体問題研究所

題材:角川新書「しんがりの思想」

(15. 4、鷲田清一著、886円)

報告者:藤井功さん

縮小社会・日本に必要なのは強いリーダーではない。求められているのは、つねに人びとを後ろから支えていける人であり、いつでもその役割を担えるよう誰もが準備しておくことである。新しい市民のかたちを考える(角川書店)。



### ●年報第9号発行予定中(16年5月末)●

論文募集しています

特集テーマ:「ローカルアベノミクスとのたたかい」

締切り:2016年4月15日

・投稿規定・執筆要項があります(詳細は研究所事務所までお問い合わせください)。